

# 精神保健福祉士国家試験受験資格 取得希望の方へ

通信教育部入学案内 p.22 ~ 23 も合わせてご覧ください

## 1 募集の概要

### 1 出願にあたってのご注意

- ①精神保健福祉士国家試験受験資格取得希望者は、必ず正科生として社会福祉学科へ入学してください。福祉心理学科および科目等履修生では受験資格は取得できません。
- ②2021年度より、精神保健福祉士国家試験受験資格に関する法改正のため、精神保健福祉士養成課程における教育内容が見直しとなる予定です。そのため、2020年度までにご入学した教育内容で単位修得した科目は、2021年度以降に再入学しても個別に単位が認定されない場合があることを、あらかじめご了承ください。

また、本冊子の内容をご了承いただき、「様式7・様式8 精神保健福祉士国家試験受験資格取得希望者出願時の誓約書」をご提出いただける方のみ、ご出願ください。

### 【重要】入学前・実習受講者向けガイダンス(会場：東北福祉大学 仙台駅東口キャンパス)

本学で「精神保健福祉援助実習」を受講するにあたって、最低限ご理解いただきたい留意事項をご説明いたします。入学後に実習受講を希望する方は、下記日程で必ず1回ご参加ください。

※本ガイダンスに参加しない場合は、入学後に実習を受講することができませんので、あらかじめご了承ください。なお、参加した方には、出席票を発行いたしますので、大切に保管してください。

開催月	「入学前・実習受講者向けガイダンス」開催日時	
2020年1月	1月26日(日) 13:30~15:00	—
2020年2月	2月8日(土) 13:30~15:00	2月22日(土) 10:00~11:30
2020年3月	3月8日(日) 10:00~11:30	3月29日(日) 13:30~15:00

※10月生向けのガイダンスについては、2020年4月以降に別紙にてご案内いたします。

### 「精神保健福祉援助実習」受講者へ(詳細は、p.72参照)

- ①演習スクーリング受講時に、「精神保健福祉援助実習A・B選考試験」を行います。実習受講者の選考は、演習科目をはじめ他の科目の成績や受講態度、筆記試験、面接などを総合して行います。そのため、希望者全員が実習を受講できるわけではありませんので、あらかじめご了承ください。
- ②各地域の実習受講年度の希望者数や、実習先の諸事情などにより、「精神保健福祉援助実習A・B選考試験」に合格した方でも、お住まいの地域では実習ができない場合があることを、あらかじめご了承ください。
- ③本学の実習は、原則として実習先の提示する日程・プログラムによるものとなりますので、本学が定める期間において実習受講ができる見通しを立ててからご出願ください。そのため、実習日程を不服とする申し出には一切応じられませんので、あらかじめご了承ください。

### 「精神保健福祉援助実習」免除者へ

ご出願いただいた実習免除に関する記載内容について、入学後にその内容が事実と反していたことが判明し、実習免除や国家試験の合格が取り消された場合は、本学ではその責任は負いませんので、あらかじめご了承ください。

## 2 修業年限

本学で精神保健福祉士国家試験受験資格を得るための卒業までにかかる最短年数は、下記のとおりです。

入学年次	実習受講者		実習免除者
	4月生	10月生	4月生・10月生
3年次編入学	2年	2年半	2年
2年次編入学	3年	3年半	3年
1年次入学	4年	4年半	4年

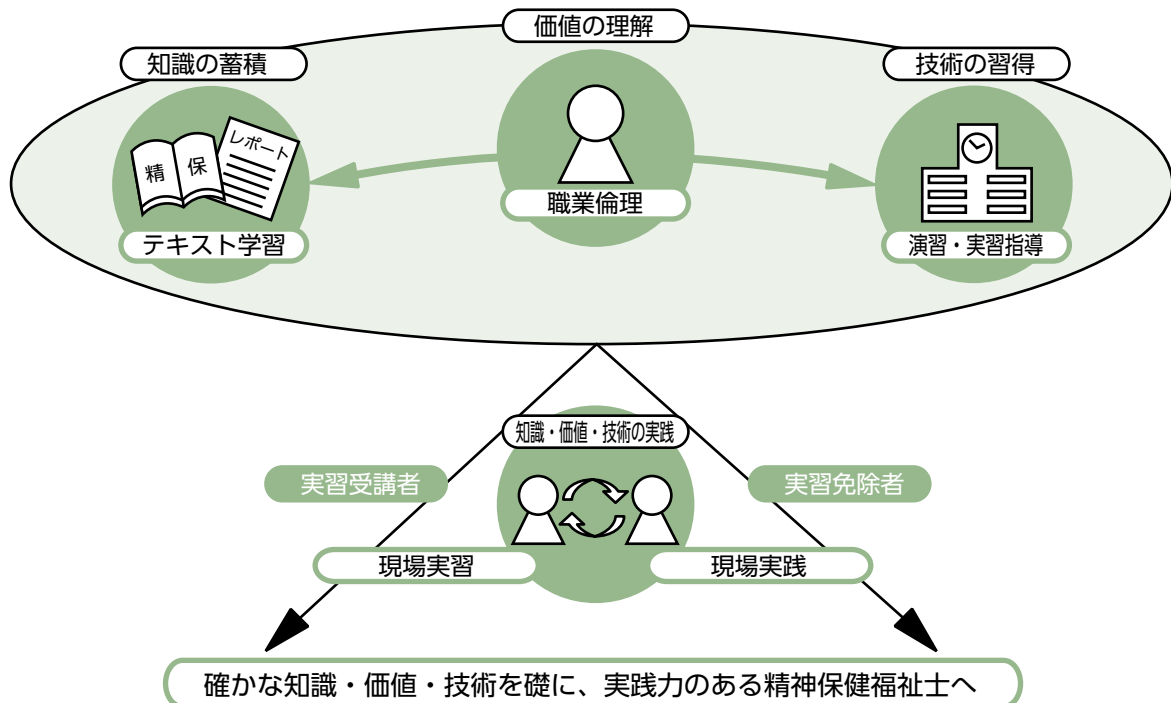
※4月生・3年次編入学・最短2年間で受験資格を取得希望の方は、2期までにご出願ください。3期以降は、入学翌年度以降の実習になり、卒業・国家試験受験資格取得までは最短で3年かかりますので、ご注意ください。

## 2

## 精神保健福祉士の資格取得に向けた学習

## 1 精神保健福祉士の学びの内容

《学習内容》



《具体的内容》

## テキスト学習

精神保健福祉士の基盤にある知識、技術、価値にかかわる理論や概念を学ぶ

効果的な演習や実習を受講するためには、知識を蓄える必要があります。また、本学の学びの特徴である論述式のレポート学習は、テキストを中心に必要な情報を収集・整理し、相手に根拠のある説明をする力（論理的思考力）を身に付け、コミュニケーション能力を必要とする演習や実習にも活かされます。

## 演習・実習指導

演習：精神保健福祉士の専門的価値を基盤にした「かかわり」を具体的に学ぶ

実習指導：理論や概念を実践に適用する意義を、一連の作業（具体的事例）を通じて学んでいく

スクーリング必修の「演習」・「実習指導」を受講するためには、事前に一定の知識を修得していることが求められ、設定された受講条件となっている指定科目を学習することで、スクーリングの内容をより深めていきます。

## 精神保健福祉援助実習

実践場面での「かかわり」を通して、知識、技術、価値を実践的に理解する

法令の定めにより、福祉施設（3年次・15日間かつ120時間）、医療機関（4年次・12日間かつ90時間）の異なる2つの種別の機関において、実習先の実習指導者から指導を受けます。

## 実習の目的

- 利用者を理解する
- 疾病や障害の特徴について学習する
- 精神保健福祉士に求められる専門知識、関連知識等を理解する
- 精神保健福祉士の役割と職業倫理について学ぶ
- 相談援助方法を学ぶ
- 職員構成・役割を理解する
- 社会復帰のための方法、地域の関係機関等の連携方法について学ぶ

## 2 精神保健福祉士国家試験受験資格取得のための指定科目

- 3年次編入学者は、必要最低限となる 62 単位の指定科目の単位修得で、卒業と受験資格取得可能。
- 1・2年次入学者は下表指定科目の修得と併せて、卒業要件 (p.12～15参照) の達成も必要。

### 【3年次編入学者が入学1年めに受講可能なスクーリング必修科目の2020年度開講予定日程】

科目名	仙台
精神保健福祉援助演習 A	6/20・21 6/27・28 12/12・13 2021.1/23・24
精神保健福祉援助演習 B-1 + 精神保健福祉援助実習指導 A-1 (事前指導)	8/22・23 9/5・6
精神保健福祉援助演習 B-2 + 精神保健福祉援助実習指導 A-2 (事後指導)	2021.1/23・24 3/6・7
(実習免除者用) 精神保健福祉援助演習 B	2021.2/20・21

### 【別表 2】精神保健福祉士国家試験受験資格に関する指定科目

厚生労働大臣の指定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目	大学の科目名	配当年次	科目単位	S単位	履修方法	オンデマンド	大卒認定可能性 (注4)
☆人体の構造と機能及び疾病 ☆心理学理論と心理的支援 ☆社会理論と社会システム	医学一般	2年～	2	1	R or SR	☒	有
	福祉心理学	1年～	2	1	R or SR	☒	有
	福祉社会学	1年～	4	2	R or SR		有
☆現代社会と福祉	社会福祉原論 (職業指導を含む)	2年～	4	2	R or SR	☒	無
☆地域福祉の理論と方法	地域福祉論	2年～	4	2	R or SR	☒	有
☆社会保障	社会保障論	3年～	4	2	R or SR	☒	有
☆低所得者に対する支援と生活保護制度	公的扶助論	3年～	2	1	R or SR	☒	有
☆福祉行政と福祉計画	福祉行政と福祉計画	3年～	2	1	R or SR	☒	無 (注1)
☆保健医療サービス	保健医療サービス論	3年～	2	1	R or SR	☒	無 (注1)
☆権利擁護と成年後見制度	福祉法学	2年～	2	1	R or SR	☒	無 (注1)
☆障害者に対する支援と障害者自立支援制度	障害者福祉論	1年～	4	2	R or SR	☒	有
精神疾患とその治療	精神医学	3年～	4	2	R or SR		有
精神保健の課題と支援	精神保健学	2年～	4	1	R or SR	☒	有
精神保健福祉相談援助の基盤 (基礎)	精神保健福祉援助技術総論 I	2年～	2	1	R or SR		有
精神保健福祉相談援助の基盤 (専門)	精神保健福祉援助技術総論 II	2年～	2	1	R or SR		有
精神保健福祉の理論と相談援助の展開	精神保健福祉の理論	2年～	2	1	R or SR	☒	(注2)
	精神科リハビリテーション学	3年～	4	2	R or SR	☒	有
	精神保健福祉援助技術各論	2年～	2	1	R or SR		有
精神保健福祉に関する制度とサービス	精神保健福祉のサービス	2年～	2	1	R or SR	☒	(注2)
	精神保健福祉の制度	3年～	2	1	R or SR	☒	(注3)
精神障害者の生活支援システム	精神障害者の生活支援システム	2年～	1	1	R or SR	☒	無
精神保健福祉援助演習 (基礎)	精神保健福祉援助演習 A	2年～	1	1	SR		無
精神保健福祉援助演習 (専門)	精神保健福祉援助演習 B	3年～	2	1	SR		無
	精神保健福祉援助演習 C	4年	2	1	SR	☒	無
	精神保健福祉援助実習指導 A	3年～	1	1	SR		実務経験免除有
精神保健福祉援助実習指導 B	4年	1	1	SR			
精神保健福祉援助実習	精神保健福祉援助実習 A	3年～	2	2	実習科目		
	精神保健福祉援助実習 B	4年	2	2	実習科目		

☆印：社会福祉士受験資格取得のための指定科目と共通の科目。

(注1) 2009年度以降に大学に(編)入学して、単位修得した場合、個別に認定される可能性があります。

(注2) 本学通信教育部の「精神保健福祉論Ⅰ」および「精神保健福祉論Ⅱ」を2012年度以降に単位修得している場合のみ、「精神保健福祉の理論」および「精神保健福祉のサービス」を個別に認定します。

(注3) 本学の「精神保健福祉論Ⅲ」を2009年度以降に単位修得している場合のみ、「精神保健福祉の制度」を個別に認定します。

(注4) 大卒者認定可能性：福祉系の四年制大学を卒業した方で、在学中に上記指定科目の単位修得をしている場合は、既修得単位の個別認定ができる可能性があります。くわしくは p.79 をご覧ください。

### 3 精神保健福祉士国家試験受験資格（実習受講者向け）のための履修モデル

卒業までにどのような科目を履修するかの基本モデルです。入学時に、入学1年めの履修登録科目のモデルや学習計画例を配付しています。それにそって学習をしていただくことも可能ですし、ご自身でアレンジして履修登録やスクーリング受講の計画を立てて学習をしていただくことも可能です。

( )内は単位数

#### ■精神保健福祉士国家試験受験資格取得（実習受講者向け）1年次入学者 履修モデル

	共通基礎科目	専門必修科目	専門選択科目（指定科目）	専門選択科目
1年次 (38単位)	ボランティア論(2) 基礎演習(2) 人権と福祉(1) 科学的な見方・考え方(2) 社会福祉学入門(1) 他 10 単位履修		福祉社会学(4) 福祉心理学(2) 障害者福祉論(4)	高齢者福祉論(2) 介護概論(2) 心理学概論A(2) 心理学概論B(2) 人間関係論(1) 認知症介護論(1)
2年次 (37単位)		福祉法学(2) 社会福祉原論(4) 地域福祉論(4)	医学一般(2) 精神保健福祉援助技術総論Ⅰ(2) 精神保健福祉援助技術総論Ⅱ(2) 精神保健福祉援助技術各論(2) 精神保健福祉の理論(2) 精神保健福祉のサービス(2) 精神保健学(4) 精神保健福祉援助演習A(1)	知的障害者福祉論(2) 社会福祉援助技術論A(2) 社会福祉援助技術論B(2) 社会・集団・家族心理学A(社会心理学) (2) リハビリテーション論(2)
3年次 (37単位)		社会保障論(4) 公的扶助論(2)	福祉行財政と福祉計画(2) 保健医療サービス論(2) 精神保健福祉の制度(2) 精神医学(4) 精神科リハビリテーション学(4) 精神障害者の生活支援システム(1) 精神保健福祉援助演習B(2) 精神保健福祉援助実習指導A(1) 精神保健福祉援助実習A(2)	ケアマネジメント論(4) 産業・組織心理学(2) 老年心理学A(2) 老年心理学B(2) 福祉ボランティア活動(1)
4年次 (12単位)			精神保健福祉援助演習C(2) 精神保健福祉援助実習指導B(1) 精神保健福祉援助実習B(2)	福祉経営論(2) NPO論(2) 社会・集団・家族心理学B(家族心理学) (2) 特講・社会福祉学6(1)
合計 (124単位)	18単位	16単位	52単位	38単位

精神保健福祉士の取得  
に向けた学習

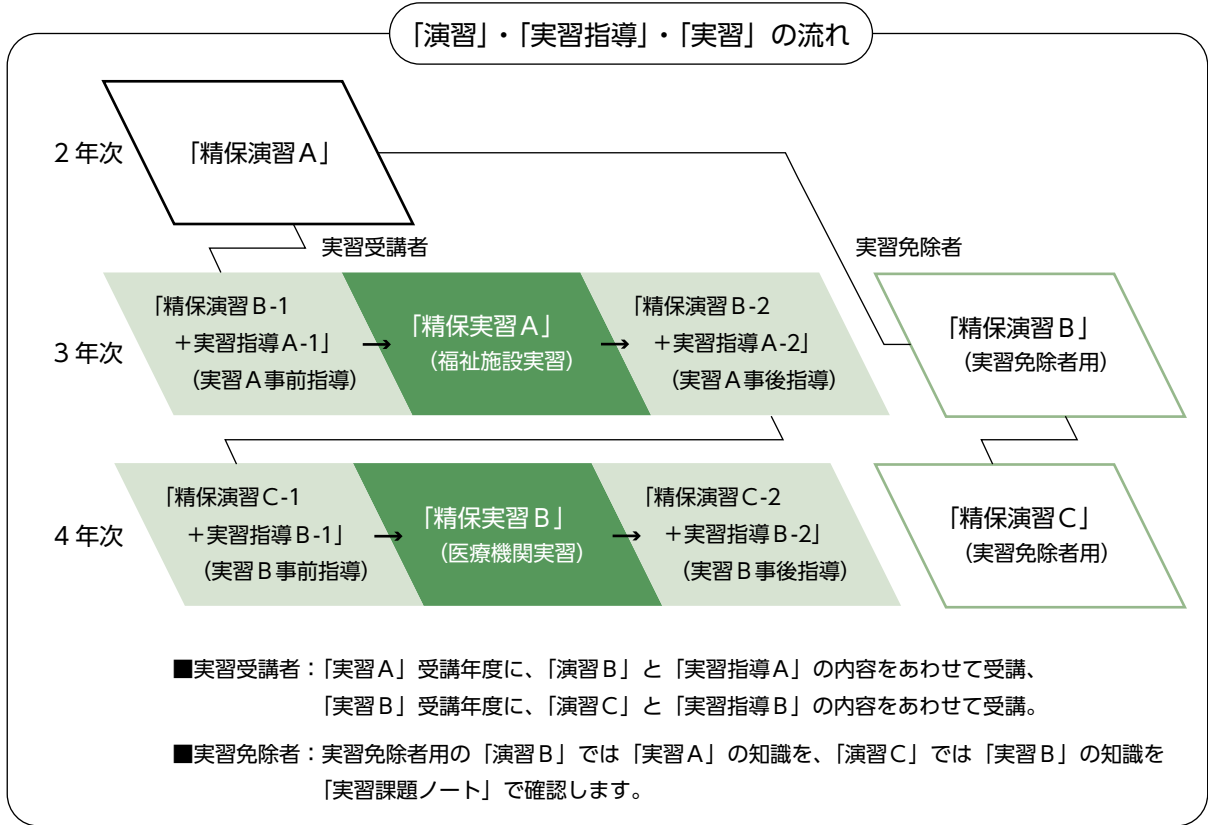
#### ■精神保健福祉士国家試験受験資格取得（実習受講者向け）3年次編入学者 履修モデル

	共通基礎科目	専門必修科目	専門選択科目（指定科目）	専門選択科目
3年次 (39単位)	(18単位 一括認定)	社会福祉原論(4) 福祉法学(2)	障害者福祉論(4) 精神保健学(4) 精神医学(4) 精神保健福祉援助技術総論Ⅰ(2) 精神保健福祉援助技術総論Ⅱ(2) 精神保健福祉援助技術各論(2) 精神保健福祉の理論(2) 精神保健福祉のサービス(2) 精神保健福祉の制度(2) 精神障害者の生活支援システム(1) 福祉心理学(2) 精神保健福祉援助演習A(1) 精神保健福祉援助演習B(2) 精神保健福祉援助実習指導A(1) 精神保健福祉援助実習A(2)	(44単位一括認定)
4年次 (30単位)		社会保障論(4) 公的扶助論(2) 地域福祉論(4)	福祉行財政と福祉計画(2) 保健医療サービス論(2) 精神科リハビリテーション学(4) 福祉社会学(4) 医学一般(2) 精神保健福祉援助演習C(2) 精神保健福祉援助実習指導B(1) 精神保健福祉援助実習B(2)	特講・社会福祉学6(1)
合計 (69単位)		16単位	46～52単位	1単位

## 4 「演習」・「実習指導」・「実習」の受講の流れ

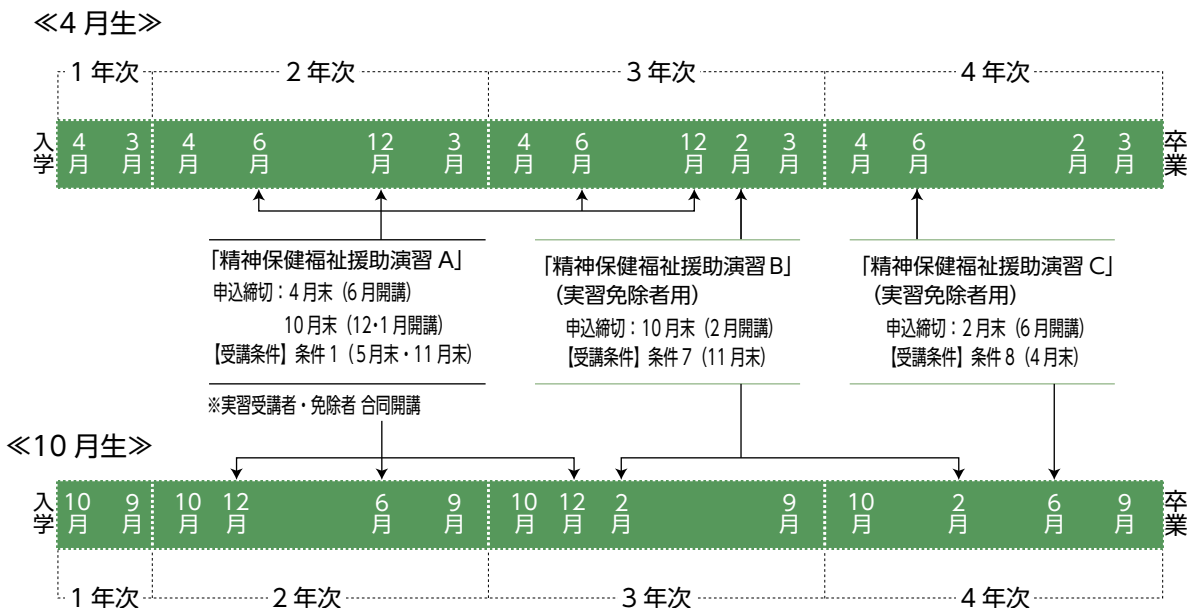
「演習」・「実習指導」（履修方法「SR」：仙台開講スクーリング受講必須）、および「実習」は、期日までに特定のレポート提出や単位修得などの「受講条件」を満たして受講します。

※以下、文中に記載の「精保」の表記は、「精神保健福祉」の略です。



### ≪「演習」・「実習指導」・「実習」受講スケジュール≫

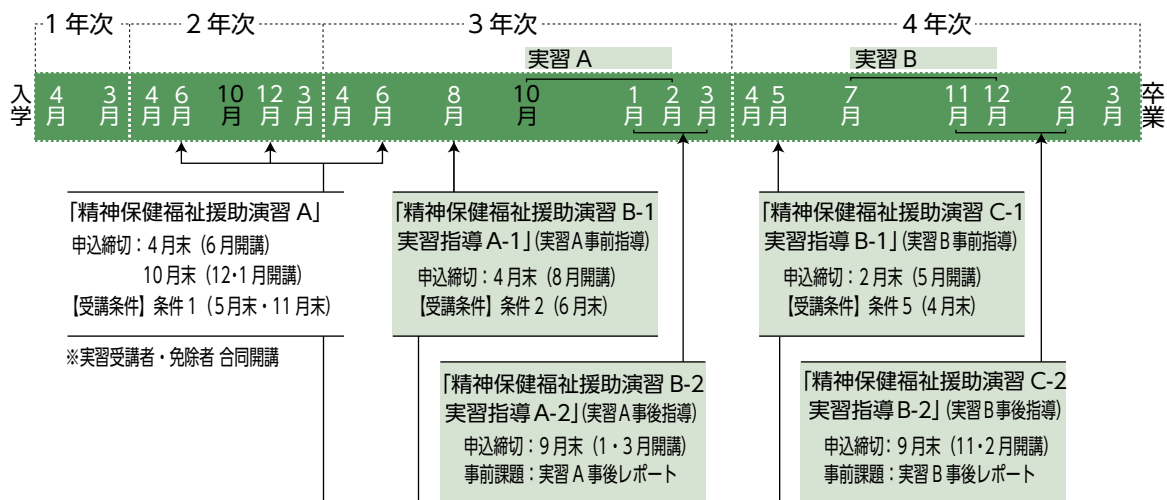
#### 【実習免除者】



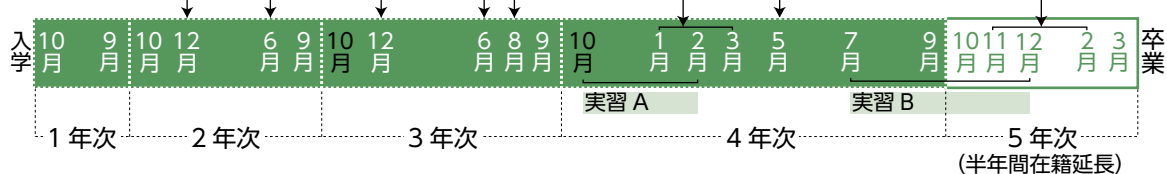


## 【実習受講者】

### 《4月生》



### 《10月生》



#### ※10月生の留意点

- ・「実習年度」は、4月生と同様に、4月1日から3月31日までとなります。
- ・各演習、実習指導の申込締切・受講条件の期日や内容は、4月生と同様です。

#### ※3年次編入学生の留意点

- ・最短の修業年限で受験資格を取得するためには、3年次の4月末までに「精神保健福祉援助演習 A」の申込が必要です。

#### 「精神保健福祉援助実習 A」(福祉施設実習)

実習期間：10/1～2/15  
 必要時間：15日間以上かつ120時間以上  
 申込締切：実習A受講前年度の10月31日

#### 【受講条件】※1年次・2年次編入学生のみ

- 実習A受講前年度（3月末）までに、
- ①演習Aのスクーリング受講
  - ②卒業要件単位40単位以上の修得

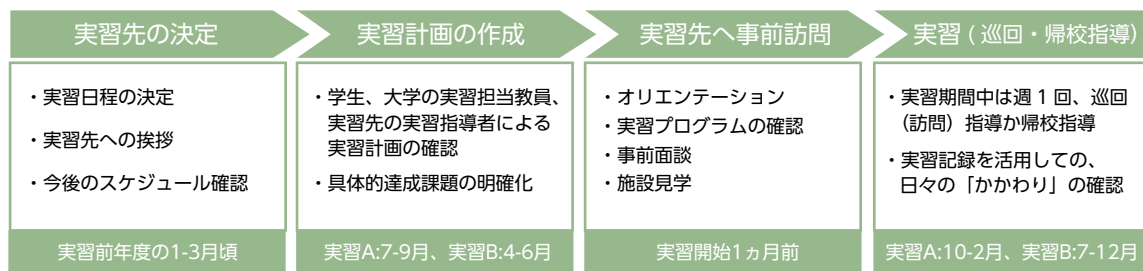
#### 「精神保健福祉援助実習 B」(医療機関実習)

実習期間：7/1～12/25  
 必要時間：12日間以上かつ90時間以上  
 申込締切：実習B受講前年度の10月31日

#### 【受講条件】※全学生対象

- 条件3（実習B受講 前年度の10/31）
- 条件4（実習B受講 前年度の3/31）
- 条件6（実習B受講 当年度の5/31）

### 《実習受講の流れ》



## 5 「演習」・「実習指導」・「実習」の受講条件 ※各条件名の〈 〉内は、条件達成期限

### 《実習受講者・実習免除者共通》

【条件1】「精神保健福祉援助演習A」スクーリング受講条件〈5月末または11月末〉

レポート提出	①「精保健福祉援助技術総論Ⅰ」 ②「精保演習A」1単位め
卒業要件単位	③(入学後1年以上経過した方) 認定単位を除く卒業要件単位20単位以上の修得

### 《実習受講者》

【条件2】「精神保健福祉援助演習B-1+実習指導A-1」スクーリング受講条件〈6月末〉

レポート提出	①「精神保健福祉の理論」 ②「精保演習B」1単位め
--------	------------------------------

【条件3】「精神保健福祉援助実習B」受講条件Ⅰ〈10月末〉

単位修得	①「精神保健福祉援助技術総論Ⅰ」「精神保健福祉の理論」「精保演習A」
レポート提出	②「精神保健福祉援助技術総論Ⅱ」「精神保健福祉援助技術各論」「精神保健福祉のサービス」

【条件4】「精神保健福祉援助実習B」受講条件Ⅱ〈3月末〉

単位修得	①「精神保健福祉援助技術総論Ⅱ」「精神保健福祉援助技術各論」「精神保健福祉のサービス」
レポート提出	②「福祉心理学(※1)」「社会福祉原論(職業指導を含む)」「福祉法学」「精神医学」「精神保健学」「精神保健福祉の制度」「精神障害者の生活支援システム」(7科目中4科目のレポート提出)
スクーリング	③「精神保健福祉援助演習B-2+実習指導A-2」(精保実習A事後指導)スクーリングの合格 (=「精保実習B選考試験」の合格)
卒業要件単位	④卒業要件単位80単位以上の修得(認定単位を含む)

【条件5】「精神保健福祉援助演習C-1+実習指導B-1」スクーリング受講条件〈4月末〉

レポート提出	①「精保演習C」1単位め
--------	--------------

【条件6】「精神保健福祉援助実習B」受講条件Ⅲ〈5月末〉

単位修得	①「精保演習B」「精保実習指導A」「精保実習A」
レポート提出	②「公的扶助論」「地域福祉論」「精神科リハビリテーション学」

### 《実習免除者》

【条件7】「精神保健福祉援助演習B(実習免除者用)」スクーリング受講条件〈11月末〉

スクーリング	①「精保演習A」を受講済み、または受講見込(当年度12月の受講)であること。
レポート提出	②「精神保健福祉の理論」「精神保健福祉援助技術総論Ⅱ」「精神保健福祉援助技術各論」「精神保健福祉のサービス」(入学1年目の方は4科目中2科目でも可) ③「精保演習B」1単位め

【条件8】「精神保健福祉援助演習C(実習免除者用)」スクーリング受講条件〈4月末〉

単位修得	①「精神保健福祉援助技術総論Ⅰ」「精神保健福祉の理論」「精保演習A」「精保演習B」
単位修得・レポート提出	②「精神保健福祉援助技術総論Ⅱ」「精神保健福祉援助技術各論」「精神保健福祉のサービス」「精神保健学」「精神保健福祉の制度」「精神障害者の生活支援システム」(3科目の単位修得、残り3科目のレポート提出)
レポート提出	③「福祉心理学(※1)」「社会福祉原論(職業指導を含む)」「福祉法学」「精神医学」 ④「精保演習C」1単位め
卒業要件単位	⑤卒業要件単位80単位を修得していること(認定単位を含む)。

(※1) 「福祉社会学」または「医学一般」でも可

## 3

## 精神保健福祉援助実習 A・B

## 1 精神保健福祉援助実習

「精神保健福祉援助実習」受講者は、在籍中の異なる年度に実習 A → 実習 B の順で受講することが必要です。実習 A・B を同一年度に受講することはできません。

## 1) 実習の概要

科目名	「精神保健福祉援助実習 A」	「精神保健福祉援助実習 B」
実習種別	福祉施設	医療機関
配当年次	3年次	4年次
実習期間	10月1日～2月15日	7月1日～12月25日
日数・時間の要件	15日間以上かつ120時間以上 ※原則として平日の連続型	12日間以上かつ90時間以上 ※原則として平日の連続型
巡回・帰校指導	実習期間中の本学実習担当教員による指導 ・巡回指導：実習先に教員が訪問・指導 ・帰校指導：指定の会場に集まり、教員より指導（原則土 or 日曜日、90分程度）	
	原則として巡回指導1回・帰校指導2回 ※合計3回（実習期間中に週1回）	原則として巡回指導1回・帰校指導1回 ※合計2回（実習期間中に週1回）
帰校指導会場	北海道：札幌駅周辺、青森県：青森駅周辺・八戸駅周辺、秋田県：秋田駅周辺、岩手県：盛岡駅周辺、宮城県：仙台駅周辺（東北福祉大学 仙台駅東口キャンパス）、山形県：山形駅周辺、福島県：福島駅周辺・郡山駅周辺	
実習可能地域	<p style="text-align: center;">北海道（札幌市のみ）、青森県、秋田県、岩手県、宮城県、山形県、福島県 ※上記地域は、学生の住所地とは関係ありません。</p> <p>【継続的に実習A・Bの受入実績がある地域】 札幌市（北海道）、青森市・十和田市（青森県）、秋田市・横手市（秋田県）、盛岡市・一関市（岩手県）、山形市・上山市・南陽市（山形県）、仙台市青葉区・仙台市泉区・仙台市太白区・大崎市・名取市（宮城県）、福島市・郡山市・喜多方市（福島県） ※実習先の受入人数に限りがございますので、上記の地域でも実習が受講できない場合があります。 ※上記以外の地域では、例年実習先の確保が難航しているため、実習受講ができない場合があることや、実習先として要件を満たした福祉施設・医療機関がお住まいの地域にない場合は、他の地域での実習となることを、あらかじめご了承ください。</p>	
実習先・実習期間の決定方法	配属型（学生からの希望も考慮しつつ、大学で指定） ※巡回指導・帰校指導も含め、決定後の日程変更は原則不可。	
勤務先実習	可（法令で定められた種別の福祉施設・医療機関であることと、所属長の了解をとり、休暇扱いであることが条件）	
実習期間の分割	可（2分割まで） ※原則2カ月以内に7日間+8日間等	不可
相談援助実習（社会福祉士）受講者 ※2009年度以降入学	8日間以上かつ60時間以上に短縮 ※ただし、期間の分割は不可	特例なし

精神保健福祉士の取得  
に向けた学習

A・B  
精神保健福祉援助実習



## 2 実習先として認められる施設・事業の種別

下記の法令で定められた種別の福祉施設・医療機関であることが必要です。

さらに 2015 年 4 月以降は、実習先の実習指導者が「精神保健福祉士の資格を取得した後、3 年以上の相談援助業務に従事した経験のある者で、かつ厚生労働大臣が基準を定める実習指導者講習会を修了した者」という要件が課されています。

医療関係施設 「精神保健福祉援助実習 B」対象施設	精神科病院	
	病院（精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科の広告をしているものに限る）	
	診療所（精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科の広告をしているものに限る）	
行政関係機関・施設	市役所（精神障害者に対してサービスを提供する部署に限る）	
	区役所（精神障害者に対してサービスを提供する部署に限る）	
	町村役場（精神障害者に対してサービスを提供する部署に限る）	
	保健所	
	市町村保健センター	
	精神保健福祉センター	
	法務省設置法及び更生保護事業法	保護観察所（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る） 更生保護施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
障害者関係施設 (障害者総合支援法)	障害福祉サービス事業を行う施設	生活介護（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る） 短期入所（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る） 重度障害者等包括支援（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る） 自立訓練（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る） 就労移行支援（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る） 就労継続支援（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る） 就労定着支援（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る） 自立生活援助（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る） 共同生活援助（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
	一般相談支援事業を行う施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	
	特定相談支援事業を行う施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	
	障害者支援施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	
	地域活動支援センター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	
	福祉ホーム（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	
	児童福祉法	障害児通所支援事業（医療型児童発達支援を除く）を行う施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
		障害児相談支援事業を行う施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
		乳児院（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
		児童相談所（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
		母子生活支援施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
		児童養護施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
		福祉型障害児入所施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
		児童心理治療施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
		児童自立支援施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
		児童家庭支援センター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
生活保護法	救護施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	
	更生施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	
社会福祉法	福祉事務所（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	
知的障害者福祉法	知的障害者更生相談所（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	
障害者の雇用の促進等に関する法律	広域障害者職業センター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	
	地域障害者職業センター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	
	障害者就業・生活支援センター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	
発達障害者支援法	発達障害者支援センター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	
ホームレス自立支援事業を実施する施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）		

2019 年度実習受入実績あり

### 3 実習費

科目名	「精神保健福祉援助実習A」(福祉施設)	「精神保健福祉援助実習B」(医療機関)
実習費	85,000円	75,000円
請求時期	実習受講年度の5月	
返金の取り扱い	【実習生の病気・怪我等でやむを得ず実習開始前に「取り止め」となった場合】 実習費の取り扱いは下記のとおりとなります。 ①実習費を納入している場合…事務手数料(15,000円)を差引いて返金。 ②実習費を納入していない場合…事務手数料(15,000円)を請求。 ※実習生の個人的都合による「取り止め」については、実習費は返金されません。	
	【何らかの理由により、実習が「中断」と判断された場合】 本学で事実確認を行い、当該期における実習が「中止」と判断された場合、実習費は返金されません。	

### 4 様式11 「入学前・精神保健福祉援助実習A受講希望届」記入上の注意

- 1 下記の例を参考に、該当する箇所には○をつけ、必要事項を記入してください。
- 2 勤務先欄は現職のある方は現職を、現職ではない方は最も長い勤務先を記載してください。
- 3 写真は証明写真のみとし、スナップ等の写真は不可とさせていただきます。
- 4 希望実習先は、p.70「実習先として認められる施設・事業の種別」を参考に、希望する実習地にある施設を探して記入してください(本学との実習受入契約の有無は問いません)。希望実習先の実習受入や、精神保健福祉士の配置の有無などについて、実習先への直接の問合せはご遠慮ください。
- 5 本人または家族等が利用している、あるいは利用していた施設は、実習先として認められません。

様式11 (3年次編入学 希望者のみ提出)

#### 入学前・精神保健福祉援助実習A受講希望届

学籍番号	※
交付番号	※
推薦出願締切	4月生 2020年2月29日(2期出願期間) 10月生 2020年10月10日(5期出願期間)

私は精神保健福祉士として精神障害者の社会復帰に関する相談援助業務に携わる意思を強く持っており、4月生は入学初年度(10月生は入学翌年度)に「精神保健福祉援助実習A」の受講を希望しているため、東北福祉大学通信教育部に入学するとともに、「入学前・精神保健福祉援助実習A受講希望届」を提出いたします。

作成日: 2020年 1月 31日

フリガナ	ふくし たろう	性別	男・女
氏名	福祉 太郎		
生年月日	昭和 平成 60年 11月 11日(33歳)	のりつけ写真	出願日前3カ月以内に撮影した正面・上半身・腕幅のもの、縦4cm、横3cmの大きさとし、裏面に氏名を記入してください。
現住所	〒000-0000 宮城県仙台市青葉区国見1-8-1 TEL: 000(000)0000/ FAX: 000(000)0000 携帯: 000 000 0000 E-mail: △△△ @ △△△.ac.jp		
勤務先	①現職 ②無職 ③過去の勤務先 ※名称のみでも可 名称: ○△物産株式会社 〒000-0000 宮城県仙台市太白区○○○3-4 TEL: 000(000)0000		
実習希望地域	※第3希望まで 第1希望: 宮城 都・道(県) 仙台 市・区・郡 泉 区・町・村 近辺 第2希望: 宮城 都・道(県) 仙台 市・区・郡 青葉 区・町・村 近辺 第3希望: 宮城 都・道(県) 塩釜 市・区・郡 区・町・村 近辺		
希望実習先施設	1. 特になし 2. あり ※「2.あり」の場合は、分る範囲で第3希望まで裏面に記入してください。		
社会福祉士「相談援助実習」受講の有無(2009年度〜のキャリアラム)	1. 受講していない 2. 受講した (西暦) 2015年 8月 3. 受講予定 (西暦) 年度 受講予定		
精神障害者に対するボランティア活動等の実務経験の有無	1. なし 2. あり 具体的な内容 就労支援施設でのパソコン補助ボランティア		
障害配慮等の特記事項	1. 特になし 2. あり → 下欄に具体的に内容を記入してください。		
	実習先に開示(可・不可) →必ずいずれかに○を付ける		

#### II. 希望内容

第1希望	希望実習先名称 就労自立支援センター○○○ 法人名(設置主体) NPO 法人○○会 種別 就労移行支援・自立訓練 所在地: 〒○○○-○○○○ 宮城県仙台市泉区○○6-2 TEL: 000(000)0000 希望する理由: 就労移行支援について学びたいため
第2希望	希望実習先名称 ○○○サポートセンター 法人名(設置主体) 社会福祉法人○○会 種別 相談支援事業 所在地: 〒○○○-○○○○ 宮城県仙台市青葉区○○-7 TEL: 000(000)0000 希望する理由: 相談支援におけるPSWの役割について学びたい
第3希望	希望実習先名称 地域活動支援センター○○ 法人名(設置主体) 社会福祉法人○○ 種別 地域活動支援センター 所在地: 〒○○○-○○○○ 宮城県仙台市青葉区○○8-7 TEL: 000(000)0000 希望する理由: 日常生活支援ならびに相談支援業務について学びたいため

#### III. 実習時期の希望

実習時期の希望	1. なし 2. あり
(※ありの場合)希望時期	2020年 10月 ~ 2020年 11月

「あり」の場合、実習先に実習期間の希望を申し出ますが、必ずしも希望が通る訳ではございませんので、ご了承ください。

#### IV. 実習期間分割の希望 ※8日間実習の場合は、分割実施不可

実習期間分割希望	1. なし 2. あり( 月上旬・ 月下旬) ※分割の場合、希望するいずれかの時期に○
理由	

「あり」の場合、実習先に実習期間分割の希望を申し出ますが、必ずしも希望が通る訳ではございませんので、ご了承ください。  
連続する2カ月間の中で実習期間を分割することが認められた場合でも、実習受講月の指定はできませんので、ご了承ください。

#### 【記入上の注意】

- 1 希望実習先の種別は、「実習先として認められる施設・事業の種別」(募集要項p.70)のうち、「医療関係施設」を除きます。
- 2 「障害者総合支援法」に規定される施設は、身体・知的・精神障害のうち、主たる利用者が精神障害者かつ利用実績(実際の利用者の割合)も精神障害者が6割以上である必要があります。
- 3 実習指導者として資格取得後3年以上の相談援助の実務経験を有し、厚生労働省が定める実習指導者講習会を修了している精神保健福祉士が配置されているところに限ります。
- 4 上記1~3は分る範囲で構いません。先方の迷惑になりますので、実習先への直接の問い合わせはご遠慮ください。

◆本実習希望届は、あくまでも配属実習(大学が実習先を指定する形態の実習)の資料として使用します。

募集要項p.72「精神保健福祉援助実習A 受講希望届 提出にあたって」の内容について、了承しました(署名捺印)

氏名 福祉 太郎 (印)

## 「入学前・精神保健福祉援助実習A受講希望届」提出にあたって（必ずお読みください）

精神保健福祉援助実習の受講を希望する方は、下記の内容をご了承いただきご出願ください。もし、下記の内容にご了承いただけない場合は、実習受講は許可できませんので、ご留意ください。

### ①実習受講期間について

- 実習は、原則として本学が定める期間（実習A：10/1～2/15の中で15日間以上かつ120時間以上、実習B：7/1～12/25の中で12日間以上かつ90時間以上）の中で、本学または実習先が指定した期間となり（配属実習）、原則として平日（ここでは祝日を除く月曜から金曜）の連続型で、1日8時間程度となります。
- 実習日程の確定後は、本学の許可なく学生が個人的に実習先へ実習日程の変更を申し出ることや、1日の実習時間の短縮を申し出ることとは認めておりませんので、あらかじめ実習係にご相談ください。
- 実習先の休日が平日の場合、実習先の勤務体制に合わせた実習日程となります。
- 実習A（福祉施設実習）のみ、原則として連続する2カ月の中で実習期間を分割して受講することが可能ですが、分割した2つの期間は、それぞれ平日の連続型であること、実習期間分割の希望を申し出る以外は、日程の指定等はできませんので、ご了承ください。
- 実習期間中は、法令上週1回を目安に、巡回担当教員による指導を受けなければ、実習として認められません。本学では、原則として実習Aが3回（巡回指導1回・帰校指導2回）、実習Bが2回（巡回指導1回・帰校指導1回）実施されます。なお、実習期間中の休日に帰校指導が行われるため、実習期間中は、スクーリングの受講や科目修了試験を受験することができない場合があることを、あらかじめご了承ください。

### ②実習先について

- ご自身やご家族等が利用・受診している（または過去に利用・受診歴のある）福祉施設・医療機関は、情報保護等の観点から実習先として認めておりません。
- 上記の他、精神保健福祉士の実習先として要件を満たした施設・機関がお住まいの地域にない場合は、実習をお受け入れいただける他の地域での実習となりますので、ご了承ください。
- 実習先のご事情により、年齢・性別等によって実習をお受け入れできない施設・機関もありますので、ご了承ください。

### ③自己都合による実習辞退の禁止

- 実習先が決定した（＝実習先から本学に、書面で実習受入可のご返答をいただいた）後は、原則として自己都合による実習辞退は認められませんので、ご注意ください。
- 実習先は、本学から実習受入の申し出を受け、本学学生のために一定期間実習受入体制（実習年度の人員体制など）の調整などを図った上で、実習の受入可否をご返答いただいております。そのため、ご自身の仕事や個人的な都合のために、実習先の実習受入のためのご厚意をふいにしてしまうような事態になった場合は、次年度以降の本学での実習受講はお断りさせていただく場合がありますので、実習希望届の提出にあたっては、実習を受講できる見通しを十分に立てるよう、ご留意ください。

### ④疾病または障害により医療機関を受診している方へ

- 現在、医療機関を受診している方は、養成に係る省令（「実習を実施する際には、健康診断等の方法により、実習生が良好な健康状態にあることを確認した上で実施すること。」）により、あらかじめ実習希望届の提出前に実習係にお申し出ください。
- 障害等により配慮の申請が必要な方も、あらかじめ実習係にお申し出ください。いずれも、本学（仙台）にて面談を実施する場合があります。その上で、本学より実習受講が認められた場合は、「実習を受講しても健康上問題がない旨」の主治医の診断書を提出していただきます。なお、疾病や障害によって、実習受講が難しいと本学が判断した場合は、実習受講をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

## 4

## 精神保健福祉援助実習の免除について

## 1 入学前に相談援助の実務経験を1年以上有する方の実習履修免除について

「2 精神保健福祉援助実習の免除対象となる実務経験コード番号表」に記載された施設（p.73～75）において、入学前までに（4月生3月31日、10月生9月30日時点）1年以上の「精神障害者の社会復帰に関する相談援助」を主たる業務として行っている方は、実習科目（「精神保健福祉援助実習指導A・B」「精神保健福祉援助実習A・B」の4科目6単位）が履修免除になる可能性があります。

該当する方は、ご出願の際に下記の様式をご提出ください。

様式8 「精神保健福祉士国家試験受験資格取得希望者出願時の誓約書」

様式9 「実務経験申告書」

様式10 「実務経験証明書」

(注) ご出願いただいた実習免除に関する記載内容について、入学後にその内容が事実と反していたことが判明し、実習免除や国家試験の合格が取り消された場合、本学ではその責任は負いませんので、あらかじめご了承ください。

## 2 精神保健福祉援助実習の免除対象となる実務経験コード番号表

次の施設・職種が、精神保健福祉士の受験に必要な実務経験を有するものと認められます。

- 1) 様式9 「実務経験申告書」 および 様式10 「実務経験証明書」 の「施設（事業）等種類」、「職種名」および「コード」欄の記入にあたって  
→次の表より、該当する「施設（事業）等種類」・「職種名」・「コード」を記入してください。
- 2) 様式10 「実務経験証明書」 の「職種名」欄の記入について  
→職種名は、辞令等で発令されている職種名を記入してください。

施設（事業）等種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)		施設 コード	職種の例・職種コード
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律			
精神科病院		01	・精神科ソーシャルワーカー [01] ・医療ソーシャルワーカー [02]
精神保健福祉センター		02	・精神保健福祉相談員 [01] ・社会福祉士 [02] ・精神科ソーシャルワーカー [03] ・心理判定員 [04]
児童福祉法			
障害児通所支援事業を行う施設 (医療型児童発達支援を除く) (児童デイサービスであった期間を含む)	児童発達支援	03	・相談援助業務に従事する職員 [99]
	放課後等デイサービス	04	
	居宅訪問型児童発達支援	52	
	保育所等訪問支援	53	
乳児院		05	・児童指導員 [01] ・保育士 [02]
児童養護施設		06	・児童指導員 [01] ・保育士 [02] ・職業指導員 [03]



施設（事業）等種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	施設 コード	職種の例・職種コード
福祉型障害児入所施設 (知的障害児施設・知的障害児通園施設であった期間を含む)	07	・児童指導員 [01] ・保育士 [02] ・職業指導員 [03] ・児童発達支援管理責任者 [04] ・心理指導担当職員 [05]
児童心理治療施設 (旧：情緒障害児短期治療施設)	08	・児童指導員 [01] ・保育士 [02]
児童相談所	09	・児童福祉司 [01] ・受付相談員 [02] ・相談員 [03] ・電話相談員 [04] ・児童心理司 [05] ・児童指導員 [06] ・保育士 [07]
母子生活支援施設	10	・母子支援員 [01] ・少年を指導する職員 [99]
障害児相談支援事業を行う施設	11	・相談支援専門員 [01]
児童自立支援施設	12	・児童自立支援専門員 [01] ・児童生活支援員 [02] ・職業指導員 [03]
児童家庭支援センター	13	・職員 [99]
地域保健法		
保健所	14	・精神保健福祉相談員 [01] ・社会福祉士 [02]
市町村保健センター	15	・精神科ソーシャルワーカー [03] ・心理判定員 [04]
医療法		
病院 (精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科を広告しているものに限る)	16	・精神科ソーシャルワーカー [01]
診療所 (精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科を広告しているものに限る)	17	・医療ソーシャルワーカー [02]
生活保護法		
救護施設	18	・生活指導員 [01]
更生施設	19	
地方自治体		
市役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	20	・精神保健福祉相談員 [01]
区役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	21	・社会福祉士 [02] ・精神科ソーシャルワーカー [03]
町村役場の精神障害者に対してサービスを提供する部署	22	・心理判定員 [04]
社会福祉法		
福祉事務所	23	・査察指導員 [01] ・身体障害者福祉司 [02] ・知的障害者福祉司 [03] ・老人福祉指導主事 [04] ・現業員 [05] ・家庭児童福祉主事 [06] ・家庭相談員 [07] ・面接員に相当する職員 [08] ・婦人相談員 [09] ・母子・父子自立支援員 [10] ・母子・父子自立支援プログラム策定員 [11] ・就業支援専門員 [12]
市町村社会福祉協議会	24	・福祉活動専門員 [01]
知的障害者福祉法		
知的障害者更生相談所	25	・知的障害者福祉司 [01] ・心理判定員 [02] ・職能判定員 [03] ・ケース・ワーカー [04]
法務省設置法		
保護観察所	26	・社会復帰調整官 [01] ・保護観察官 [02]



施設（事業）等種類 （いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）		施設 コード	職種の例・職種コード
障害者の雇用の促進等に関する法律			
広域障害者職業センター		27	・障害者職業カウンセラー [01]
地域障害者職業センター		28	・障害者職業カウンセラー [01] ・職場適応援助者 [02]
障害者就業・生活支援センター		29	・主任就業支援担当者 [01] ・就業支援担当者 [02] ・生活支援担当職員 [03]
更生保護事業法			
更生保護施設		30	・補導に当たる職員 [01] ・福祉職員 [02] ・薬物専門職員 [03]
発達障害者支援法			
発達障害者支援センター		31	・相談支援を担当する職員 [01] ・就労支援を担当する職員 [02]
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）			
障害福祉サービス事業	生活介護	32	・生活支援員 [01]
	自立訓練	33	・サービス管理責任者 [02]
	就労移行支援	34	・生活支援員 [01] ・就労支援員 [02] ・サービス管理責任者 [03]
	就労継続支援	35	・生活支援員 [01] ・サービス管理責任者 [02]
	就労定着支援	54	・就労定着支援員 [01] ・サービス管理責任者 [02]
	自立生活援助	55	・地域生活支援員 [01] ・サービス管理責任者 [02]
	短期入所	36	・相談援助業務に従事する職員 [99]
	重度障害者等 包括支援	37	
	共同生活援助 (共同生活介護であった期間を含む)	38	
一般相談支援事業を行う施設 (相談支援事業を行う施設であった期間を含む)		39	・相談支援専門員 [01]
特定相談支援事業を行う施設 (相談支援事業を行う施設であった期間を含む)		40	
障害者支援施設		41	・生活支援員 [01] ・就労支援員 [02] ・サービス管理責任者 [03]
地域活動支援センター		42	・指導員 [01]
福祉ホーム		43	・管理人 [01]
改正前の法律			
精神障害者地域生活援助事業を行う施設		44	・世話人 [01]
精神障害者社会復帰施設		45	・精神障害者社会復帰指導員 [01] ・管理人 [02]
知的障害者援護施設		46	・生活支援員 [01]
児童デイサービス		47	・相談援助業務に従事する職員 [99]
指定施設に準ずる施設として、厚生労働大臣が定める施設			
精神障害者地域生活支援センター		48	・精神障害者社会復帰指導員 [01]
精神障害者地域移行支援特別対策事業		49	・地域体制整備コーディネーター [01] ・地域移行推進員 [02]
スクールソーシャルワーカー活用事業を行う施設		50	・スクールソーシャルワーカー [01]
ホームレス自立支援事業を実施する施設		51	・生活相談指導員 [01]

### 3 「実務経験申告書（様式9）」記入上の注意

様式9「実務経験申告書」と様式10「実務経験証明書」の記載内容は、一致させてください。  
入学前に同じ施設で1年以上の実務経験があれば、1箇所の証明のみで結構です。

- 「実務経験申告書」は本人が記入してください。

様式9 (精神保健福祉援助実習免除希望者/本人記入)

精保士用

#### 実務経験申告書

学籍番号	※
受付番号	※

※記入しないでください

東北福祉大学  
学 長 殿

申告者 フリガナ 氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

〒 □□□-□□□□

現住所

TEL ( ) \_\_\_\_\_

私は、下記にて入学前に1年以上「精神障害者の社会復帰に関する相談援助」を主たる業務として行っており、相談援助に関する実務経験を有しますので、様式10の所属長等の証明書を添えて、申告します。

西暦 2020 年 1 月 15 日

「実務経験証明書」の証明権者欄の「施設・事業所の名称」を記載してください。

所属している（していた）施設名・施設（事業）等種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種		期 間	実務経験証明書（様式10）の証明権者名（病院・施設・機関代表者名を記載）
1	施設名 施設コード 42 広瀬川地域活動支援センター 施設（事業）等種類（正確に転記のこと） 地域活動支援センター	職種名 職種コード 01 指導員		西暦 2012 年 4 月 1 日 ～ 西暦 2020 年 1 月 15 日 (計 7 年 9 カ月)	センター長 仙台 政宗
2	施設名 施設コード 施設（事業）等種類（正確に転記のこと）	職種名 職種コード		西暦 年 月 日 ～ 西暦 年 月 日 (計 年 カ月)	

「施設（事業）等種類」「実務経験として認められる職種名」欄は、「募集要項」p.73～75の表より正確に転記してください。

「実務経験証明書」の証明権者欄の「代表者の氏名」を記載してください。

現在勤務中の場合は、本様式作成日を記入してください。

- (1) 上記の内容は、「実務経験証明書（様式10）」の記載内容と一致することが必要です。
- (2) 記入内容を訂正した場合は、申告者の印を押印してください。修正液による訂正は認められません。
- (3) 本証明書が複数必要な場合は、コピーしてご使用ください。
- (4) 「施設（事業）等種類」「職種名」欄には、実務経験コード番号表（「募集要項」p.73～75）に記載の中から選び、**正確に転記してください。**名称が一致しない場合は、**免除を認められません。**
- (5) その他、「募集要項」p.76の「記入上の注意」をよくお読みいただき、ご記入ください。

## 4 「実務経験証明書(様式10)」記入上の注意

「実務経験証明書」は証明権者が記入・公印捺印のうえ発行してください。

### 【証明権者の方へお願い・記入上のご留意点】

※志願者の方より「東北福祉大学 通信教育部 募集要項2020」をお借りいただき、p.73～75をよくご確認ください。また、ご記入願います。

様式 10 (精神保健福祉援助実習免除希望者/証明権者記入・公印押印)

### 実務経験証明書

東北福祉大学  
学長 殿


**精保士用**

学籍番号	※
受付番号	※

※記入しないでください

(証明書作成日) 西暦 2020 年 1 月 15 日

見込みによる証明はしないでください。2019年4月1日から勤務を開始し2020年3月末で1年になるような場合は、2020年4月以降に証明書を発行してください。

施設・事業所の所在地及び名称	〒△△△-△△△△ 仙台市青葉区〇〇町1-1-1 広瀬川地域活動支援センター		
代表者氏名(役職・氏名)	センター長 仙台 政宗		
電話番号	022-000-△△△△		
証明書作成者	所属・役職等	氏名	認印
	センター長	仙台 政宗 ←	

所在地～代表者名まではゴム印による記載でも可です。ただし、必ず代表者名の公印を押してください。

代表者自身の証明の場合は、「証明書作成者」は本人以外の方としてください。

次の者は、以下のとおり、専任で精神保健福祉士国家試験の受験資格に係る「精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行っている(または行っていた)」実務経験を有することを証明します。

フリガナ	フクシ アユミ		生年月日	
氏名	福祉 歩美		西暦 1974 年 7 月 4 日生	
施設・事業所の名称	広瀬川地域活動支援センター			
施設(事業)等種類(正確に転記のこと)	地域活動支援センター		施設コード	4 2
職種名(正確に転記のこと)	指導員		職種コード	0 1
従業期間	西暦	2 0 1 2	年	4 月 1 日から
	西暦	2 0 2 0	年	1 月 1 5 日まで

出願時に必要な従業期間に満たない者は、必要な従業期間を満たしてから証明してください(1日でも不足する場合は、受験資格と認められません)。見込みによる証明はしないでください。

記入にあたって、募集要項p.73～75の実務経験コード番号表のなかからいずれかを選んで、名称及びコードを正確に転記してください。

- 証明権者(実務経験を行っていた施設等の代表者=院長・施設長・所長・所属長など)の公印が必要です(個人名印は不可)。修正液の使用は不可。証明内容を訂正した場合は、証明権者の公印を押印してください。
- 「相談援助業務」を行う専任の職員以外は実務経験として認められません。また、見込みによる証明はできません。
- その他、「募集要項」p.77の「記入上の注意」をよくお読みいただき、ご記入ください。
- 本証明書が複数必要な場合は、コピーしてご使用ください。

## 精神保健福祉士国家試験受験資格取得者（卒業生）からのメッセージ

通信教育部の卒業生からメッセージをいただきました。参考までにご覧ください。

### ■仕事や家庭でいかしていること・いかしたいこと

精神保健福祉士の合格後はますます専門職である自覚をもって、この新しい「**生活困窮者自立支援法**」の歴史を作るとともに、全国にさきがけた活動ができるようになりたいです。はじめは仕事のためと思ってはじめた学習でしたが、何をしても自分自身の生活や生き方が何より大事な事に気づき、充実した時間を過ごしたいと思いました。

現在、多世代交流の場で働いていますが、日々の生活の中で生じる課題・問題を一人で抱え込むことなく、**生活全般の問題等相談の窓口**として他機関と連携しながら、学習で得たことをいかしていきたいと思います。地域の生活に根差した、また地域に開かれた生活者にとっての最初の気軽な窓口でありたいと思います。

現在の勤務先では、PSWや社会福祉協議会の方など外部の**多職種の方と話す**ことが多いのですが、理論立てて対等に話せるようになりました。また、専門的な知識をいかし、福祉分野についての議論ができるようにもなりました。

精神障がいの方の支援に参与したいと考え、**精神科病院のPSW**として採用されました。精神障害者だけではなく様々な方が集える居場所などつくっていきけるようになりたいです。研究もしたいです。夢は尽きません。

現在、**医療機関**に勤務しています。**精神障がい**に対する関わり方を学んだことで、より客観的に向き合えるようになってきていると感じています。また、制度や法律の知識も仕事にいかせています。

現在、**特別養護老人ホーム**で働いています。大学で学ぶ以前は他職種との連携がなかなか苦手でした。精神障がいや認知症についての専門的な知識を身につけたことで、**根拠を持って議論し、スムーズに連携**をとれるようになりました。

精神保健福祉士資格取得後、障害福祉サービス事業所で相談員をしています。精神科病院で働くワーカーに比べるとまだまだ遅れている分野ですが、それだけやりがいや充実感もあります。

職場で利用者に関わる際、**自分の行動・発言の根拠を持つ**ことができています。職員のゆらぎや不安を利用者はとても敏感に感じ取るので、その点で相手にとっての安心材料にもなっていると思います。

### ■精神保健福祉援助実習について

相談支援の仕事をするにあたり、人との関わりはとても重要になります。実習ではワーカーがどのように利用者とのコミュニケーションを取っているのかを肌で感じてください。そして自分ならどのように関わるか想像し実践することをお勧めします。

実習期間は長いようで短いものです。今しか経験できない貴重な時間を大切にしてください。困難に直面したとき1人で悩まないでください。そのために実習指導者や巡回指導教員、共に頑張る仲間がいるのですから。

実習で困ったときや不安になったことは、帰校指導や巡回指導の際に先生に相談すると良いです。相談することで不安も解消され、アドバイスをいただいたことで、実習における積極性に繋がります。

実習に行く前は不安でしたが、3週間過ぎて成長できました。お別れの時、涙を流していただいた利用者様もおり、私にとって何段階もステップアップできた実習でした。

積極的にやりたいことを伝えないとあっという間に終わってしまいます。また、実習中に計画書と照らし合わせる時間を設けてもらうことが大切です。

謙虚に積極的に「知るを楽しむ」姿勢が大事だと思いました。将来の自分の目標や希望の糧となることを信じて頑張ってください。